

## 11 2021 November

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
	<b>1</b> 大安 労働者死傷病報告(休業4日未満)の提出(7~9月分) 外国人雇用状況届出書(9月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(9月分)	<b>2</b> 赤口	<b>3</b> 先勝 文化の日	<b>4</b> 友引	<b>5</b> 仏滅	<b>6</b> 大安
<b>7</b> 赤口 労働保険概算保険料分割納付第2期分の納付	<b>8</b> 先勝	<b>9</b> 友引	<b>10</b> 先負 10月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(10月雇入分)	<b>11</b> 仏滅	<b>12</b> 大安	<b>13</b> 赤口
<b>14</b> 先勝	<b>15</b> 友引	<b>16</b> 先負	<b>17</b> 仏滅	<b>18</b> 大安	<b>19</b> 赤口	<b>20</b> 先勝
<b>21</b> 友引	<b>22</b> 先負	<b>23</b> 仏滅 勤労感謝の日	<b>24</b> 大安	<b>25</b> 赤口	<b>26</b> 先勝	<b>27</b> 友引
<b>28</b> 先負	<b>29</b> 仏滅	<b>30</b> 大安 外国人雇用状況届出書(10月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(10月分)				

2021 12

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## 11月の総務・経理のお仕事カレンダー 11月の税務と労務



### 税務

- 10月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付  
→11月10日(水)まで
- 令和3年9月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)  
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税は法人税の延長とセット)。  
→決算当日(月末決算では11月30日(火))まで
- 令和4年3月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)  
→決算当日(月末決算では11月30日(火))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち12月・3月・6月決算法人の中間申告と納付  
→決算当日(月末決算では11月30日(火))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち8月・9月決算法人(申告期限延長の場合は7月・8月・9月決算法人)を除く法人の中間申告と納付  
→決算当日(月末決算では11月30日(火))まで

### 労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(10月雇入分)  
→11月10日(水)まで
- 健康保険の被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届の提出 **Check!**  
★協会けんぽでは毎年、被扶養者資格の再確認を実施。  
昨年の提出期限は11月でしたが、今年は12月20日(月)です。

- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の10月雇入・離職分)  
→11月30日(火)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(10月分)  
→11月30日(火)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

### Column

#### 新型コロナワクチンの接種

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新型コロナワクチンの接種が進んでいます。ここでは、このワクチン接種に関する税務・労務上の注意点を1つずつ紹介します。

#### [税務上の注意点]

新型コロナワクチンを職域接種する場合で、従業員等に加えて同居家族を接種対象とし、会場費等を企業が負担する場合があります。職域接種は、予防接種法の規定に基づき市町村にて実施するものと考えられ、被接種者は費用負担すべきではなく、負担させないことにつき課税するものではありません。また、企業負担額は、社内等の感染拡大防止や今後の業務遂行の著しい支障の発生防止を図るための負担であり、業務遂行に必要な費用と考えられることから、寄附金や交際費には該当しません。

#### [労務上の注意点]

従業員のワクチン接種や副反応の療養のために、就業規則を変更することなく、既存の病気休暇制度の利用や特別休暇を設けて対応することが考えられます。また、就業規則の変更で対応する場合、変更後の就業規則を従業員に周知することで効力が発生すると考えられます。



令和5年10月  
から始まる!

# インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

## インボイスに記載する消費税額等の計算

今回は、インボイスの記載事項について解説しました。今回は、記載する消費税額の計算方法を確認しましょう。

### 1 インボイスに記載する消費税額等

インボイスに記載する消費税額等は、消費税額及び地方消費税額の合計額です。

対価の額として**税抜価額**を記載した場合には、その**税抜価額に10%**（軽減税率の対象は8%）をかけた金額となり、対価の額として**税込価額**を記載した場合には、その**税込価額に $\frac{10}{110}$** （軽減税率の対象は $\frac{8}{108}$ ）をかけた金額となります。

対価の額を税抜きで記載した場合	対価の額を税込みで記載した場合
消費税額等 = 税抜対価の額の合計額 × 10%（標準税率）	消費税額等 = 税込対価の額の合計額 × $\frac{10}{110}$ （標準税率）
消費税額等 = 税抜対価の額の合計額 × 8%（軽減税率）	消費税額等 = 税込対価の額の合計額 × $\frac{8}{108}$ （軽減税率）

### 2 1円未満の端数処理

消費税額等の1円未満の端数処理は、切上げ、切捨て、四捨五入など、インボイス発行事業者の判断で行います。

ただし、発行する一のインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理となるため、個々の商品ごとに消費税額等を計算して1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

請求書		
（株）〇〇御中		XX年10月31日
御請求金額	100,000円（税込）	
日付	品名	金額
10/3	小麦粉 ※	5,000円
10/5	牛肉 ※	8,000円
10/10	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円	（消費税 8,416円）
10%対象	60,000円	（消費税 5,454円）
8%対象	40,000円	（消費税 2,962円）
※印は軽減税率対象商品		
△△商店（株）		
登録番号 T1234567890123		

消費税額等の端数処理は、インボイス単位で、税率ごとに1回行います。

10%対象  
 $60,000円 \times \frac{10}{110} \div 5,454円$   
 8%対象  
 $40,000円 \times \frac{8}{108} \div 2,962円$

（注）商品ごとの端数処理は認められません。

### 3 税抜価額と税込価額が混在する場合

インボイスに税抜価額を記載することとしても、例えばたばこなど、税込価額を記載するべきものもあり、一枚のインボイスの内容として、商品ごとに税抜価額と税込価額が混在する場合があります。

このような場合には、税抜価額又は税込価額のいずれかに統一して対価の額の合計額を記載し、これに基づいて「消費税額等」を算出して記載する必要があります。

なお、税抜価額又は税込価額に統一する際に生じた1円未満の端数の処理については、法令の規定がありません。インボイス発行事業者の任意であり、商品ごとに端数処理を行うことも認められます。

領収書		
スーパー〇〇		
T12345...		
XX年11月1日		
コーラ※	1点	¥105税抜
ビール	1点	¥1,031税抜
たばこ	1点	¥540税込
税抜金額		
10%対象	2点	¥1,522
8%対象	1点	¥105
消費税額		
10%対象	2点	¥152
8%対象	1点	¥8
合計金額	3点	¥1,787
お預り		¥1,800
お釣		¥13
※印は軽減税率対象商品		

税抜価額の税率ごとの合計額の算出の際の端数処理の方法は事業者の任意となります。

消費税額等は、税率ごとの合計額から算出します（端数処理はインボイス単位で、税率ごとに1回行います）。